

参考資料

2021年12月17日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

目次

銀行等によるマネロン等対応の共同化	2
電子的支払手段に対する制度的対応	5
高額電子移転可能型前払式支払手段のマネロン対応	8

銀行等によるマネロン等対応の共同化

共同機関設立の背景と適正な業務運営の確保

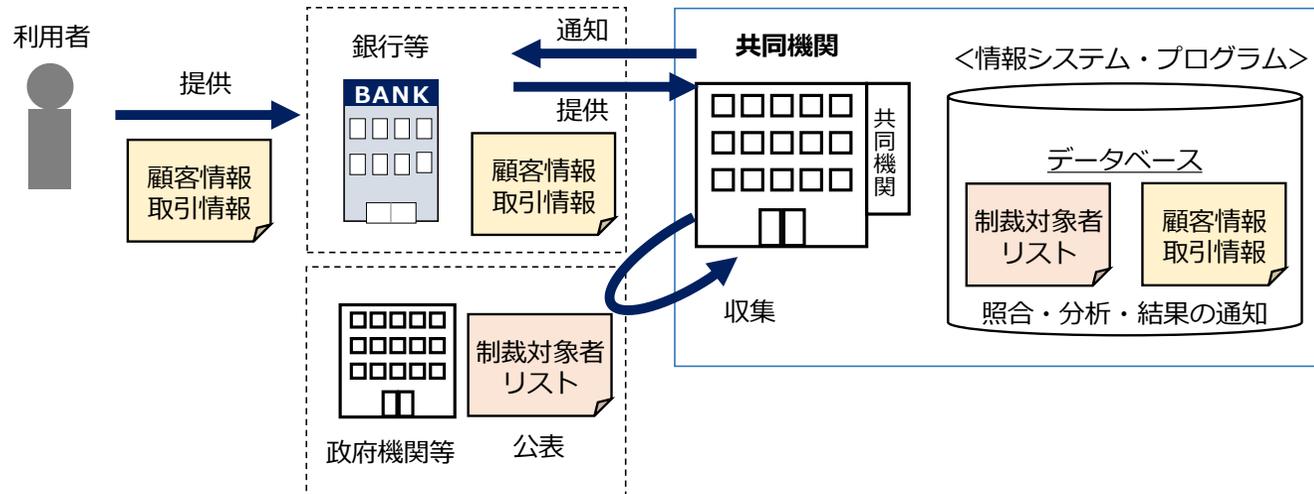
【検討の背景】

- 金融のデジタル化の進展やマネロンの手口の巧妙化等を踏まえ、国際的にもFATFにおいて、より高い水準での対応が求められており、銀行等におけるマネロン等対策の実効性向上が喫緊の課題となっている（2021年8月FATF）
- こうした状況を踏まえ、銀行業界では、マネロン等対策の高度化に向けた取組みを実施（全銀協：2018年度～AML/CFT態勢高度化研究会設置）
- 足元、全銀協において、中小規模の銀行等における単独対応が困難との声も踏まえ、マネロン等対策業務の共同化による高度化・効率化（共同機関の設立）に向け、具体的な検討が加速（2020年度：実証実験実施 2021年度：タスクフォース設置）

【共同機関に対する業規制の基本的考え方】

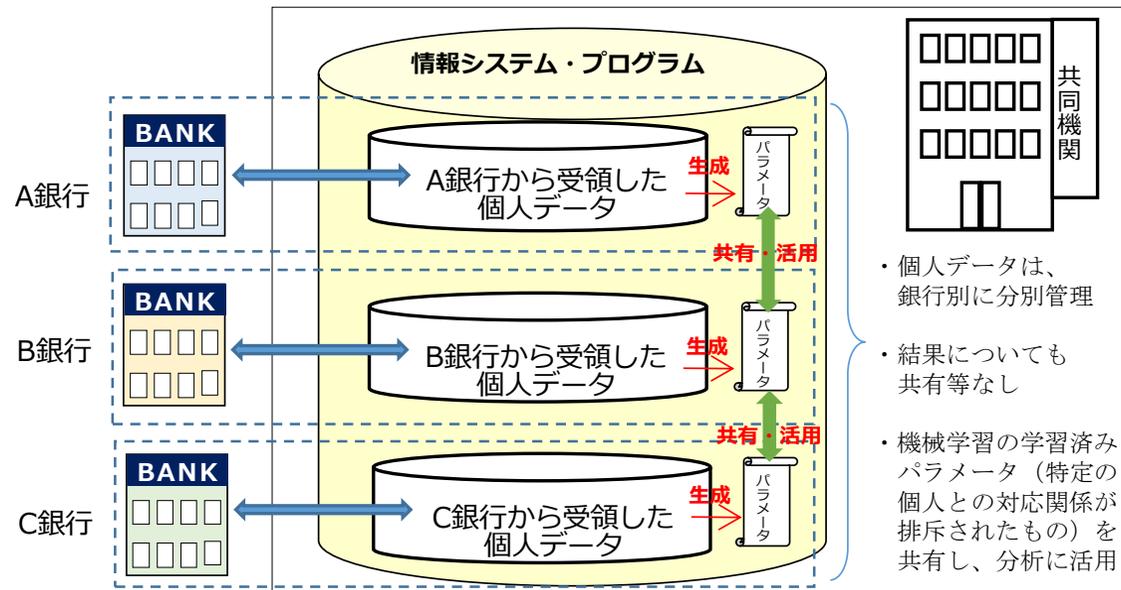
- 共同機関が多数の銀行等から委託を受け、その業務の規模が大きくなる場合、以下の点を踏まえ、共同機関に対する業規制を導入（当局による直接の検査・監督等を及ぼすことで、その業務運営の質を確保）
 - ・ 銀行等による共同機関に対する管理・監督に係る責任の所在が不明瞭となり、その実効性が上がらないおそれ
 - ・ 共同機関の業務は、マネロン等対策業務の中核的な部分を行うものであり、共同機関の業務が適切に行われなければ、日本の金融システムに与える影響が大きいものとなりうる

共同機関の業務（イメージ）



共同機関の適正な業務運営の確保【詳細】

<p>対象業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> 銀行等（預金取扱等金融機関・資金移動業者）からの委託を受けて、為替取引に関して、以下の業務を行うこと <ol style="list-style-type: none"> 顧客等が制裁対象者に該当するか否かを照合し、その結果を銀行等に通知する業務（取引フィルタリング業務） 取引に疑わしい点があるかどうかを分析し、その結果を銀行等に通知する業務（取引モニタリング業務）
<p>参入要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一定の財産的基礎 共同機関の業務に対する適切なガバナンス体制の確保や資金調達の容易性等の観点から株式会社形態が基本 <small>（注）取締役会及び監査役会、監査等委員会又は指名委員会等を置くもの</small> 業務を的確に遂行できる体制の確保（業務の実施方法等）など
<p>兼業規制</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の適正な取扱い等との関係で、一定の制限が必要 取引フィルタリング・取引モニタリングに関連するものが基本
<p>個人情報の適正な取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 多くの個人情報を取り扱うとの業務特性に鑑み、銀行等と同様の個人情報保護法の上乗せ規制（一定の体制整備義務等） <small>（注）各銀行等から共同機関に提供される個人情報は、分別管理し、他の銀行等と共有しないことを想定。また、共同化によるメリットの一つである分析の実効性向上を図る観点から、これに資するノウハウを特定の個人との対応関係が排斥された形（個人情報ではない形）で共有することを想定。</small>
<p>検査・監督</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業務の適正な運営を確保する観点から当局による検査・監督を実施



電子的支払手段に対する制度的対応

海外における規制の動向

- 2019年6月のフェイスブックによるリブラ構想等の動きを契機とし、国際的に、グローバル・ステーブルコインに係る規制監督上の対応等に関する議論が行われ、2020年10月には、FSBの勧告において“同じビジネス、同じリスクには同じルールを適用する (same business, same risk, same rules)”という原則に合意。
- 米国や欧州でも、こうした原則を前提に検討が進められている。

2019年6月	
	リブラ構想公表
2020年3月	IOSCO「グローバル・ステーブルコインの試み」
7月	FATF「いわゆるステーブルコインに関するG20財務大臣・中央銀行総裁へのFATF報告書」
9月	EU 欧州委員会 (EC) が規制案を公表
10月	G20財務大臣・中央銀行総裁会議 (声明文は右記参照) FSB「『グローバル・ステーブルコイン』の規制・監督・監視 - 最終報告とハイレベルな勧告」
2021年11月	米国 大統領金融市場作業部会 (PWG) が規制案を公表

G20 声明文 (抜粋)

我々は、いかなる所謂「グローバル・ステーブルコイン」も、関連する全ての法律上、規制上及び監視上の要件が、適切な設計と適用可能な基準の遵守を通して十分に対処されるまではサービスを開始するべきでないことを支持する。

	米国 【大統領金融市場ワーキンググループ等規制案・現行規制】	EU 【欧州委員会規制案】
	決済用ステーブルコイン 〔法定通貨に対して安定した価値を維持するように設計され、決済手段として広く使用される可能性があるステーブルコイン〕	電子マネートークン 〔交換手段として利用されることを主な目的とし、ある法定通貨を参照することで安定した価値を維持することを企図した暗号資産〕
発行者	預金保険対象の預金取扱機関に限定	信用機関・電子マネー機関に限定
仲介者	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 州レベルで規制あり (※) ➢ 連邦レベルの規制導入を検討 (※) 例えば、NY州では、BitLicense等を取得する必要	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 暗号資産サービス提供者に認可制の導入を検討

電子的支払手段に対する制度的対応の方向性

法定通貨と価値の連動を目指す電子的支払手段の種別分けと既存のデジタルマネーの関係

- 1 【デジタルマネー類似型】 法定通貨の価値と連動した価格（例：1コイン=1円）で発行され、発行価格と同額で償還を約束するもの（及びこれに準ずるもの） ▶ デジタルマネー（送金・決済の手段）として規律
- 2 【暗号資産型】 上記以外（アルゴリズムで価値の安定を試みるもの等） ▶ 暗号資産や金融商品として規律

1 【デジタルマネー類似型】

発行者

銀行・資金移動業者

(注1) デジタルマネー類似型の発行・償還は為替取引に該当し、現行制度において銀行・資金移動業者が行うこととされている。
(注2) デジタルマネーの発行者に係る規制の在り方は引き続き検討。

今回の法的手当

信託会社

(注3) 信託受益権を用いる仕組み

マネロン対応等を含め、発行者自ら行うことは可能

仲介者

今回の法的手当

- ・ 利用者保護やマネロン等の対策の観点から必要な対応を行う

(注1) 取引実態等が類似する暗号資産交換業の規制を参考
(注2) マネロンリスクへの対応、発行者と仲介者の責任関係の明確化等を求める

(※)
 ・ 銀行代理業者
 ・ 電子決済等代行業者
 ・ 金融サービス仲介業者

2 【暗号資産型】

発行者

—

(注1) 即ち暗号資産型の一部について、発行者に開示規制等を導入する規制案を公表。
(注2) 利用実態や諸外国の動向も踏まえ、日本においても規制の在り方について引き続き検討。

仲介者

暗号資産交換業者

高額電子移転可能型前払式支払手段の
マネロン対応

(参考) 前払式支払手段の区分

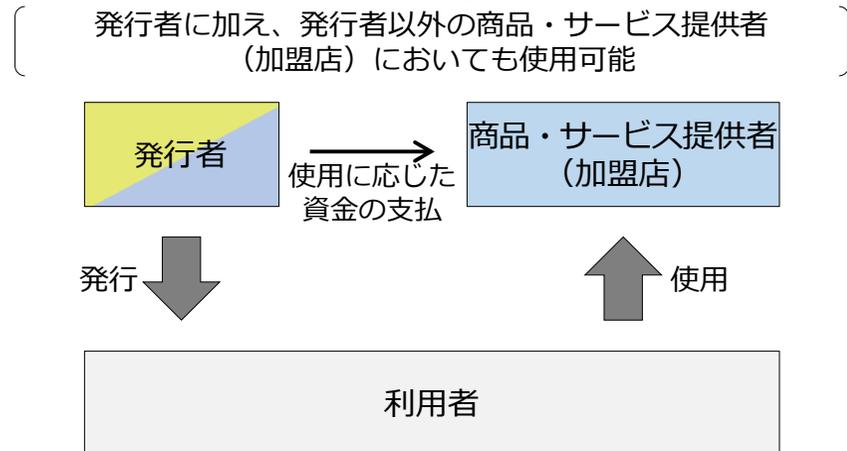
- 前払式支払手段については、財産的価値の記録等の方法に応じた区分と使用範囲に応じた区分に分けられる。
- 「IC型」及び「サーバ型」については、チャージ可能なものが存在。

使用範囲に応じた区分

自家型



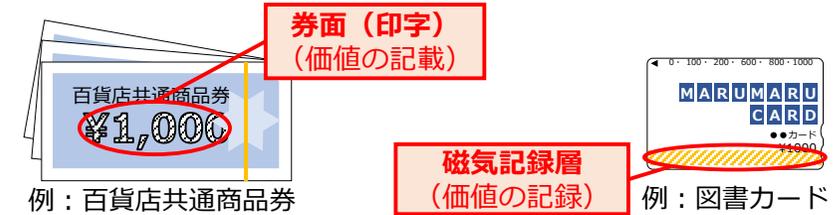
第三者型



財産的価値の記載・記録の方法に応じた区分

「紙型」・「磁気型」 (シェア 3.2%) (注)

〔 価値は券面に記載(「紙型」)又は磁気記録層に記録(「磁気型」) 〕



(参考) 古物営業法の物品に当たるものについては同法が適用され、買取額が1万円以上となる場合には、古物商において本人確認が必要となる。

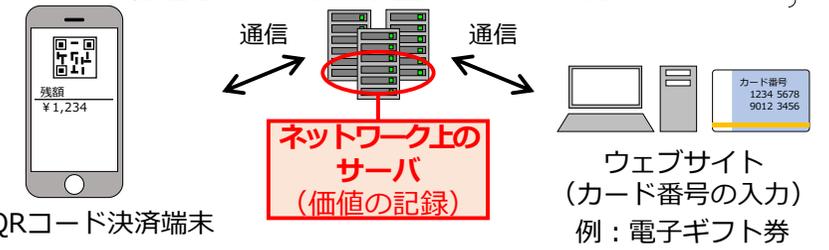
「IC型」 (シェア 55.3%) (注)

〔 価値はICチップに記録 〕



「サーバ型」 (シェア 41.5%) (注)

〔 価値はネットワーク上のサーバに記録 〕



(注) 一般社団法人日本資金決済業協会「第22回発行事業実態調査統計(令和元年度版)」に基づき金融庁算出。発行額ベース(自家型・第三者型の合計)。

(参考) 各種決済サービスを提供する事業者の規制の比較

事業者	取引	犯罪収益移転防止法に基づく義務	取扱上限額	顧客資産(債権)の保全方法
資金移動業者	為替取引 (送金・決済)	①取引時確認の対象取引(法第4条、政令第7条)は ・アカウント開設 ・10万円超の現金の受払が伴う 為替取引 ②他者へのアカウント譲渡は禁止 (法第29条)	送金上限額 1種: なし 2種: 100万円 3種: 5万円	供託 信託 保全契約
前払式支払手段発行者	前払式支払手段の発行	なし(注)	なし	
暗号資産交換業者	暗号資産の交換等	①取引時確認の対象取引(法第4条、政令第7条)は ・アカウント開設 ・10万円超の暗号資産の交換等 及び移転 ②他者へのアカウント譲渡は禁止 (法第30条)	なし	金銭: 信託 暗号資産: 分別管理

(注) 2013年6月公表FATFガイダンスでは、プリペイドカードのうち、限定された範囲内のみで利用されるクローズドループカードで、リロード不可なものや換金不可のものについては、ガイダンスの対象外であることが記載。

番号通知・電子移転可能型前払式支払手段の不正利用防止策

- 電子移転可能型のうち、番号通知型について、不正利用事案等に係る報告等を踏まえ、残高譲渡型と同様に、価値移転に焦点を当てた体制整備を求めることが考えられる。

対応

- ア 自家型・第三者型の前払式支払手段の発行者に対して、転売を禁止する約款等の策定や転売等が行われた場合の利用凍結等を行うとともに、利用者への注意喚起等を行う体制整備を求める。
- イ 当局としても、転売サイトの利用等を控えるよう周知徹底を図る。

(参考1) 価値移転に焦点を当てた体制整備(残高譲渡型が対象) ※自家型・第三者型の両方を対象

○2021年5月施行・適用 前払式支払手段に関する内閣府令、事務ガイドライン改正

「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキンググループ」において、チャージ残高の移転が可能な前払式支払手段の不適切な取引の防止、なりすまし等による無権限取引への対応について議論が行われたこと等を踏まえ、前払式支払手段に関する内閣府令・事務ガイドラインの改正により、以下の規定を追加。

- ・ 電子的な方法により残高を移転することが可能な前払式支払手段を発行する場合に、①移転することができる未使用残高の上限の設定、②繰り返し譲渡を受けている者を特定するなど不自然な取引を検知する体制整備、③不自然な取引を行っている者に対する利用停止等、不適切な利用を防止するための措置を講ずること
- ・ 利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償等の方針を情報提供すること
- ・ 銀行等との連携サービスを提供する場合等、業務上必要があると認められる場合には、前払式支払手段の利用者以外の者に損失が発生した場合における当該損失補償等の方針を周知するための適切な措置を講ずること

(参考2) 架空請求等詐欺被害への対応のための体制整備 ※自家型・第三者型の両方を対象

○2016年8月適用 事務ガイドライン改正

サーバ型前払式支払手段を悪用した架空請求等詐欺被害を契機として、以下の点がなされているかを監督上の着眼点に追加。

- ・ 被害者の申出等や詐欺被害に関する情報を速やかに受け付け、利用停止の措置を迅速かつ適切に講ずる態勢整備
- ・ 被害者からの申出等をもとに販売上限額の引下げや取扱いの停止といった販売方法の見直しを迅速かつ適切に講ずる態勢整備

(参考) 前払式支払手段の不正利用防止を巡る対応

①2016年8月適用 事務ガイドライン改正

サーバ型前払式支払手段を悪用した架空請求等詐欺被害を契機として、以下の点がなされているかを監督上の着眼点に追加。

- ・被害者の申出等や詐欺被害に関する情報を速やかに受け付け、利用停止の措置を迅速かつ適切に講ずる態勢整備
- ・被害者からの申出等をもとに販売上限額の引下げや取扱いの停止といった販売方法の見直しを迅速かつ適切に講ずる態勢整備

②2021年2月適用 事務ガイドライン改正

銀行口座から資金移動業アカウントへの不正出金の事案が複数発生したことを受けて、口座振替サービス等の他の事業者の提供するサービスとの連携について、以下の点がなされているかを監督上の着眼点に追加。

- ・利用者に係る情報の照合、チャージ上限額を不正取引が防止できると考えられる水準に設定する等のリスクに見合った適切かつ有効な不正防止策の策定
- ・不正な取引の検知等の態勢整備

③2021年5月施行・適用 前払式支払手段に関する内閣府令、事務ガイドライン改正

「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキンググループ」において、チャージ残高の移転が可能な前払式支払手段の不適切な取引の防止、なりすまし等による無権限取引への対応について議論が行われたこと等を踏まえ、前払式支払手段に関する内閣府令・事務ガイドラインの改正により、以下の規定を追加。

- ・電子的な方法により残高を移転することが可能な前払式支払手段を発行する場合に、①移転することができる未使用残高の上限の設定、②繰り返し譲渡を受けている者を特定するなど不自然な取引を検知する体制整備、③不自然な取引を行っている者に対する利用停止等、不適切な利用を防止するための措置を講ずること
- ・利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償等の方針を情報提供すること
- ・銀行等との連携サービスを提供する場合等、業務上必要があると認められる場合には、前払式支払手段の利用者以外の者に損失が発生した場合における当該損失補償等の方針を周知するための適切な措置を講ずること

(参考) オンラインで完結可能な本人確認方法の種類

類型		方法	該当条項(注)
個人顧客向け	本人確認書類を用いた方法	「写真付き本人確認書類の画像」+「容貌の画像」を用いた方法	1号ホ
		「写真付き本人確認書類のICチップ情報」+「容貌の画像」を用いた方法	1号ヘ
		「本人確認書類の画像又はICチップ情報」+「銀行等への顧客情報の照会」を用いた方法	1号ト(1)
		「本人確認書類の画像又はICチップ情報」+「顧客名義口座への振込み」を用いた方法	1号ト(2)
	電子証明書を用いた方法	「公的個人認証サービスの署名用電子証明書(マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書)」を用いた方法	1号ワ
		「民間事業者発行の電子証明書」を用いた方法	1号ヲ・カ
法人顧客向け	「登記情報提供サービスの登記情報」を用いた方法	3号ロ	
	「電子認証登記所発行の電子証明書」を用いた方法	3号ホ	

(注) いずれも犯罪収益移転防止法施行規則6条1項

(参考) 犯罪収益移転危険度調査書 (国家公安委員会・令和2年11月公表)

- **前払式支払手段は、**運搬性に優れているほか、(中略) **本人確認書類等の提示は不要**であることから、**匿名性が高く、ICカード等の媒体の譲渡が可能**である。
- 利用者はチャージした金額について自由な引き出し等を行うことはできない。また、多くの前払式支払手段の発行者は、自主的にチャージの上限額を設定し、特定の加盟店等における小口決済に利用されている。
- しかし、キャッシュレス化の進展と相まって、電子マネーが利用可能な店舗はオンライン店舗を含めて多数存在している。また、**電子マネー(プリペイドカード)をだまし取る詐欺に加え、だまし取った電子マネーの番号を伝達し、電子マネー利用権を買取業者に売却するなどして、マネー・ローンダリングを敢行する事例**が認められている。

- 電子マネーがマネー・ローンダリングに悪用された事例として、
 - ・ 詐欺により得た電子マネーをインターネット上の仲介業者を介して売却し、販売代金を他人名義の口座に振り込ませていた事例
 - ・ 詐欺により得た電子マネー利用権で、別の電子マネー利用権を購入し、買取業者に転売し、その代金を借名口座に振り込ませ、その後、ATMで出金していた事例
 - ・ 特殊詐欺グループが酒類販売業者と結託した上、酒類販売業者がショッピングサイト内に架空出品した大量のビール券を、特殊詐欺グループが詐取した電子マネーで購入し、同サイト運営会社から販売代金を酒類販売業者の口座に振込入金させた事例
 - ・ だまし取った電子マネーの番号を、買取業者が特殊詐欺グループから電子メールで受信し、收受していた事例等がある。
- 令和元年中のインターネットバンキングに係る**不正送金事犯では、**(中略) **電子マネーの購入、プリペイド型のバーチャルクレジットカードへのチャージ、大手通信販売サイトの電子ギフト券の購入等の手口が確認されている。**
- 電子マネーは、その態様や利用方法は多様であるものの、(中略) **実際にマネー・ローンダリングの過程において、電子マネーが利用された事例が存在し、その件数は増加傾向にある。**
- マネー・ローンダリング事犯を防止する観点だけではなく、犯罪被害全般を防止する観点から、関係省庁や業界団体等において注意喚起等の取組が進められている。
- また、**電子マネー利用権の売買に関与する買取業者の中には、**だまし取った電子マネーであることを知りながら、若しくはその疑いを持ちながら買取りを行うことにより、**犯罪を助長し、又は容易にさせている悪質な業者もあり、**それらに対して、警察では、実態解明と解体等のための取組を強化しており、(中略) 電子マネーを詐取される類型の詐欺についての対策として、コンビニエンスストア、電子マネー発行会社等の関係事業者と連携した被害の未然防止を推進している。